

近畿北陸学生ヨット連盟規約

【平成21年12月 改訂】

近畿北陸学生ヨット連盟規約

前文

本連盟は、全日本学生ヨット連盟規約（以下全日本学連規約という）に規定されている水域学生ヨット連盟に相当する近畿北陸地方の唯一の連盟である。全に日本学連規約を補完する目的で本規定を制定する。

第一章 総 則

<名称>

第1条 本連盟は、近畿北陸学生ヨット連盟（以下連盟という）と称する。

<住所>

第2条 連盟は、本部を理事会の事務局長の住所に置く。

<目的>

第3条 全日本学連規約第3条に準ずる。

<事業>

第4条 全日本学連規約第4条に準ずる。

<組織と加盟資格>

- 第5条 ①連盟は、京都府、滋賀県、石川県、富山県、福井県の各水域に体育会ヨット部活動の本拠地を有する大学ヨット部（以下加盟大学という）をもって組織する。
- ②連盟へ加盟するための条件は、全日本学連規約第5条②に準ずる。

<競技出場資格>

- 第6条 全日本学連規約第6条に準ずる。

<所属>

- 第7条 連盟は、全日本学生ヨット連盟（以下全日本学連という）を通して（財）日本セーリング連盟に所属する。

<加盟及び除名>

- 第8条 全日本学連規約第8条に準ずる。

<規約改正>

- 第9条 本規約の改正は、学連総会において構成員の三分の二以上が出席し、その三分の二以上の議決を要する。

第二章 加盟大学の義務

<人命尊守の義務>

第10条 全日本学連規約第10条に準ずる。

<事故防止の義務>

第11条 全日本学連規約第11条に準ずる。

<分担金などの納入義務>

第12条 全日本学連規約第12条に準ずる。

第三章 学連総会

<学連総会>

第13条 連盟に学連総会を置く。

<学連総会の任務>

第14条 学連総会は、連盟の最高議決機関として、連盟の目的達成のため、業務に関する一切の事項を審議決定するものとする。

<学連総会の組織>

第15条 ①学連総会の構成員は②の役員および③の学連委員をもって構成する。

②連盟に以下の役員を置く。

③学連委員は各大学一名とする。

④学連委員より以下の学連役員を選出する。

役員

会長	1名
顧問	若干名
代表理事	3名
常任理事	女子代表理事、理事会事務局長各1名およびその他 若干名
監督理事	各大学1名
会計監査役	2名

学連役員

委員長	1名
副委員長	2名
女子委員長	1名
主務	1名
会計	1名
書記	1名
副務	若干名

<会長>

- 第16条
- ①会長は、理事会の推薦により学連総会において選出する。
 - ②会長は、連盟を代表し連盟の運営全般にわたって指導・助言を行う。
 - ③会長の任期は2年とし、留任を妨げない。
 - ④会長が任期途中で退任した場合、新たに選出された会長の任期は前任者の残任期間とする。

<顧問>

- 第16条-2
- ①顧問は、理事会の推薦により学連総会において選出する。
 - ②顧問は、連盟の運営全般にわたって指導・助言を行う。

<代表理事>

- 第17条
- ①代表理事は、理事会の推薦により学連総会において選出する。
 - ②代表理事は、連盟の運営全般を統括指導する。
 - ③代表理事は、全日本学連規約第21条に規定する評議員として連盟より推薦する。
 - ④代表理事の任期は2年とし、留任を妨げない。
 - ⑤代表理事が任期途中で退任した場合、新たに選出された代表理事の任期は前任者の残任期間とする。

<女子代表理事>

- 第18条
- ①女子代表理事は、理事会の推薦により学連総会において選出する。
 - ②女子代表理事は、連盟の女子に関する運営全般を統括指導する。

③女子代表理事の任期は2年とし、留任を妨げない。

④女子代表理事が任期途中で退任した場合、新たに選出された代表理事の任期は前任者の残任期間とする。

<理事>

第19条 ①理事は、常任理事と監督理事とする。

②常任理事は、理事会の推薦により学連総会において選出する。

③常任理事の任期は2年とし、留任を妨げない。

④常任理事が任期途中で退任した場合、新たに選出された常任理事の任期は前任者の残任期間とする。

⑤監督理事は加盟大学の監督もしくはこれに準ずる者とする。

<会計監査役>

第19条-2 ①会計監査役は、理事会の推薦により学連総会において選出する。

②会計監査役の任期は2年とし、留任を妨げない。

③会計監査役が任期途中で退任した場合、新たに選出された会計監査役の任期は前任者の残任期間とする。

<女子理事>

第20条 削除

<委員長>

第21条 ①委員長は、学連総会において構成員の三分の二以上が出席し、その三分の二以上の賛成をもって学連委員の中より選出する。

②委員長は、学連総会の議決に基づき会務を掌握し執行する。

<副委員長>

第22条 ①副委員長は、委員長が推薦し学連総会で承認する。

②副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときにはその職務を代行する。

<主務・会計・書記・副務>

第23条 ①執行機関として、主務、会計、書記、副務を置く。

②主務・会計・書記・副務は、委員長が推薦し学連総会で承認する。

<女子委員長>

第24条 女子委員長は、委員長が推薦し学連総会で承認する。

<委員・女子委員>

第25条 削除

<学連委員の任期>

第26条 学連委員の任期は、1月1日より12月31日までの1年間とする。

<学連総会の委員長等の不信任>

第27条 削除

<オブザーバー>

第28条 委員長は、学連総会において議題により、その議題に関する第三者をオブザー

バーとし招聘し意見を求めることが出来る。

<学連総会の招集>

第29条 学連総会は、委員長がこれを招集する。

<議長>

第30条 学連総会の会議は、委員長が議長として議事を主宰する。

<議事>

- 第31条
- ①学連総会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
 - ②議決権は、構成員が、それぞれ1票を有するものとし、議事は別段定めのある場合を除きその過半数をもって決する。
 - ③可否同数の場合は、議長がこれを決する。

<代理人>

第32条 構成員が学連総会に出席できない場合は、他の者にその議決権を委任できる。
但し、その場合は委任状を議長に提出しなければならない。

<緊急を要する事項>

第33条 緊急を要する事項の審議については、学連総会を招集するいとまがない場合には、又は再度にわたる流会の場合には、当該事項に関する限り、委員長が構成員の三分の二以上の同意を得た上で、運営委員会の決定をもって学連総会の意志に代える事が出来る。但し、この場合次回の学連総会で承認を得なければならない。

第四章 運営委員会

<運営委員会>

- 第34条 ①連盟に運営委員会を置く。
- ②運営委員会は、代表理事、常任理事、委員長、副委員長、女子委員長、主務、会計、書記、および副務をもって構成する。
- ③委員長は運営委員長を兼ねる。
- ④運営委員会は、学連総会に提出する議題その他連盟の運営に必要な事項を審議する。

<執行委員会の会議>

- 第35条 削除

第五章 理事会

<理事会>

- 第36条 連盟に理事会を置く。

<理事会の任務>

- 第37条 理事会は、連盟の諮問機関として連盟の目的達成のために連盟の運営・事業全般に関する事項を審議する。

<理事会の組織>

- 第38条 理事会は、次の者により構成される。

会長	1名
顧問	若干名
代表理事	3名
常任理事	女子代表理事、理事会事務局長各1名およびその他 若干名
監督理事	各大学1名

<事務局>

- 第39条 ①理事会の事務局は理事会事務局長がこれにあたる。
②事務局長は、理事会において推薦され選出される。

<議長>

- 第40条 理事会は、事務局長が議長として議事を主宰する。

<会長、顧問、代表理事、常任理事、会計監査役の就任及び選出>

- 第41条 ①会長、顧問、代表理事、常任理事、会計監査役の任期は1月1日より翌年の1
2月31日までの2年間とする。
②会長、顧問、代表理事、常任理事、会計監査役は、現任者の任期が満了する前
の理事会において推薦者を選出する。。

<理事会の招集等>

- 第42条 ①理事会は、事務局長がこれを招集する。

②理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

③議長は議事に関係があると認めた者を、理事会に出席させる事が出来る。

<理事会の事務>

第43条 削除

第六章 部会

<部会>

第44条 会長は本連盟に部会を設置する。

<部会の目的>

第45条 部会長は、その目的を達成するため必要に応じ部会を開催する。

<部会の構成>

第46条 部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。部員は部会長の推薦を得て理事会が承認する。

第七章 会計

<経費>

第47条 全日本学連規約第44条に準ずる。

<分担金納入期限>

第48条 分担金は、3月31日までに連盟に納入する。

<会計年度>

第49条 連盟の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

<決算報告書提出の義務>

第50条 会計は、会計監査役に会計監査を受け、次年度はじめの学連総会において決算報告を行わなければならない。

<会計責任>

第51条 会計責任は、連盟が負うものとする。

第八章 賞罰

<表彰>

第52条 全日本学連規約第49条に準ずる。

<除名または権利の停止>

第53条 全日本学連規約第50条に準ずる。

第九章 その他

<その他>

第54条 この規約に定めのない事項、その他については会長がこれを定める。

付則

- ① 本規約は平成21年12月3日より施行する。
- ② 本規約は随時必要に応じて見直す。